

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 24 年 1 月 11 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆退職給付会計に関する基準改正の今後の進め方について◆

平成 24 年 1 月 10 日に開催された企業会計基準委員会（ASBJ）で、退職給付に関する検討の今後の進め方について事務局案が示されております。

主な内容は次の通りです。

①未認識項目の負債計上

- ・連結財務諸表の取扱いについては、公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられるため改正する方向で検討を行うこと。
- ・単体財務諸表の取扱いについては、（会社法の）分配可能額、年金法制等との関係などの理由により、現状では会計基準を改正するコンセンサスが十分に得られていないと考えられるため、現行の処理を維持すること。

その場合、任意で連結と同じ方法を採用することを認めるか否かは別途検討すること。

②退職給付（ステップ 1）におけるその他の項目（例えば、給付算定式基準の選択適用等）

- ・公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられるため、連結と単体ともに改正する方向で検討を行うこと。

③適用時期

- ・別途検討を行うこと。

なお、これらは「単体財務諸表に関する検討会議」※に関連する項目として取り上げられており、他に無形資産（開発費の資産計上）、企業結合（のれんの非償却）、包括利益（単体財務諸表における包括利益の表示の取扱い）についても事務局案が示されております。

（以下次頁）



(前頁より)

※「単体財務諸表に関する検討会議」は、平成 22 年 9 月に公益財団法人財務会計基準機構内に設置され、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取扱うべきかについて平成 22 年 10 月～平成 23 年 4 月にかけて前記の会計基準の個々の項目についても議論を行ってきた。

参考：企業会計基準委員会（ASBJ）における退職給付に関するこれまでの経緯等

1. 検討を 2 ステップ（ステップ 1 とステップ 2）に分け、ステップ 1 については平成 22 年 3 月に公開草案「退職給付に関する会計基準（案）及び同適用指針（案）」を公表した。また、公開草案に対するコメント等の検討を行い、最終基準化に向けた検討を行ってきた。
2. 平成 23 年 6 月の企業会計基準委員会（ASBJ）では、単体財務諸表における未認識項目の負債計上について 3 つの事務局案が示された。
 - ・ A 案：期限を定めない連結先行を採用し、単体は当面の間、未認識項目を計上しない。
 - ・ B 案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積分）について原則は一括計上とする。但し、一定の期間、（新規発生分を含めて）未認識項目の一括計上を行わないことを認める。
（一定期間内であれば、一括計上の時期を選択できる。）
 - ・ C 案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積分）について原則は一括計上とする。但し、当該過年度累積分について、一定期間内の年数の按分額を当該年度にわたって負債計上する処理もできる。

以上

